

令和8年度産後ケア事業推進研修事業委託業務 募集要項

1. 趣旨

産後ケア事業は、産後も安心して子育てができる支援体制確保の重要な施策として位置づけられており、利用対象の拡大や利用料の減額等のサービスの使いやすさの向上と共に、サービスの質の向上や平準化が求められている。

本事業は、産後ケア事業に携わる関係者が身体的・精神的に不安を抱える産婦の支援に必要な技術・知識を習得することにより、産婦の産後の回復を促進し、安心して子育てができる支援体制確保を図るものである。

この要項は、大分県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度産後ケア事業推進研修事業委託業務」（以下「業務」という。）の受託者を選定するために実施する提案競技に関して必要な事項を定めたものである。

2. 契約に付する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 令和8年度産後ケア事業推進研修事業委託業務 |
| (2) 業務仕様書 | 別紙のとおり |
| (3) 履 行 期 限 | 令和9年2月28日 |
| (4) 委託金額の限度額 | 651,000円（消費税及び地方消費税10%相当額を含む） |

3. 業務委託先の選定方法及び契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案競技による随意契約とする。

4. 参加資格等

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 県が委託する事業を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ会（オンラインも含む）等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
宗教活動または政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(1)～(4)を満たしていること。
- (6) 事業を適切に運営できる組織体制を備えていること。

5. 提出書類等

(1) 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次のすべての書類を提出すること

書類	内容	提出部数
①企画提案書 (様式1)	本事業の目的を踏まえた企画・提案をすること。任意様式により企画書を添付すること。 提出にあたっては、(2)企画提案書提出にかかる留意事項を確認すること。	5部
②提案者概要書 (様式2)	名称、所在地、類似事業等の事業実績等を記載すること。	5部
③業務行程表	業務を実施する年間スケジュールを記載すること。	5部
④協力企業一覧	業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。 ※複数の法人等でグループを構成して参加する場合は、代表者を定めて参加すること。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で参加することはできない。	5部
⑤業務実施体制	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	5部
⑥見積書	企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。	1部原本 4部写し
⑦誓約書 (様式3)		1部原本

(2) 企画提案書提出にかかる留意事項

- ・ A4サイズ。長辺綴じ。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ファイル等による綴込みは行わないこと。
- ・ ステイプルは使用せず、クリップ等でとめること。

(3) 提出期限 令和8年5月12日(火)17時必着

(4) 提出方法 簡易書留郵便又は持参

(5) 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部こども政策局こども未来政策課 母子保健班

T E L : 097-506-2753 F A X : 097-506-1739

6. 審査について

(1) 審査方法

- ① 企画提案関係書類による審査とし、審査基準に基づき、最優秀提案1件を選定する。

なお、提案競技参加者が多数の場合、大分県こども未来政策課長は予備審査を

行うことができる。予備審査を実施した場合は、その結果を全ての企画提案者にメールで通知する。

- ② 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。

なお、合計得点が5割に達しない場合は委託業者として選定しない。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は令和8年5月22日（金）を目処に企画提案者に文書で通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

7. 質疑応答

企画提案書の作成に当たり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法及び提出先 電子メールで「11 問い合わせ先」に提出
- (2) 質問受付期限 令和8年4月23日（木）17時まで
- (3) 質問票様式 質問票（様式4）のとおり
- (4) 回答方法 令和8年5月1日（金）までに、大分県庁ホームページに回答を掲載する。

8. 企画提案競技に係るスケジュール

- (1) 質問受付期限 令和8年4月23日（木）17時まで
- (2) 質問回答期限 令和8年5月1日（金）まで
- (3) 企画提案関係書類提出期限 令和8年5月12日（火）17時まで
- (4) 審査結果の通知 令和8年5月22日（金）（予定）
- (5) 委託契約締結 令和8年6月1日（月）（予定）

9. 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は参加者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出したものは無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 委託料は、事業の実施に必要な経費で原則として領収証等で確認できるものを対象とする。ただし、受託者による会合や飲食費等、委託業務とは直接関係のない経費及び備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- (5) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (6) 企画に際しては、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者
- (7) とトラブルのないようにすること。
- (8) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (9) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

1 0 .提案競技参加条件を示す場所及び日時

(1) 場所 大分県庁ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12520/sangocare-workshop-r8.html>

(2) 日時 令和8年4月10日(金) 13時から令和8年5月12日(火) 17時まで

1 1 . 問い合わせ先

大分県福祉保健部こども政策局こども未来政策課母子保健班

TEL 097-506-2753

FAX 097-506-1739

MAIL boshihoken@pref.oita.lg.jp